



10月5日金山センター

「市民と市政を語る会」が、10月5日の金山センターを皮切りに、11月9日の大堀公民館まで計13会場で開催されています。

今回は、平成17年度で終了する第四次枕崎市総合振興計画に代わる第五次枕崎市総合振興計画（平成18年度～平成27年度までの10年計画）を策定するにあたり、広く市民の皆様からご意見、要望等を聞くために開催したものです。

会では、市役所から市長をはじめ4役4部長と総務部の全課長が出席し、計画のあらましや現在の市の財政状況などを説明したあと、市民の皆様からご意見、要望を伺いました。

今月から2回にわたり、会でも出された主なご意見・要望などを報告していきます。

## 今後10年間のまちづくりを考える 市民と市政を語る会①

主なご意見・要望(10月5日・金山センター 6日・城山センター  
7日・木場公民館 14日・立神センター)

### 【都市基盤】関係

①区画整備事業について  
（要望）自主防災組織を設置したが、地区内の道路が狭隘で消防車が入らない。海岸に近く高波の心配もあるうえ、河川の近くは浸水しているところもある。道路はほとんどが地区道である。現状の本市の財政状況では近々には難しいと思うが、将来に向けて区画整備事業に着手して欲しい。

### 【産業経済】関係

①農業の担い手育成について  
（要望）60歳定年を迎えた人たちに枕崎に帰ってきてもらう農業をしてもらうことはできないか。都会からイターンやU、Jターン者等を募り、これらの方々の教育機関をつくり担い手を育成する必要があるのではないか。

②西鹿籠地区の農業散布用貯水タンクの整備について  
（要望）西鹿籠地区には農業散布用貯水タンクがないため、家庭用の水道管から水を汲んでいる時間が掛かる。地下水を利用した貯水タンクを整備して欲しい。

### 【教育文化】関係

①義務教育の充実について  
（要望）振興計画案では、高校教育について触れているが義務教育に関する記述が少ない。義務教育、特に小学校は重要であるし、地域にとっても小学校の存在は大きい。義務教育について、もっと詳細な施策の記述が欲しい。

②陸上競技場の充実について  
（要望）近隣市町には、陸上競技場があるが枕崎市にはない。財政的に厳しいのは分かるが長期的な視野で新たな陸上競技場を整備して欲しい。

### 【健康福祉】関係

①市民健康教室等について

### 【行財政】関係

①市税の徴収体制について  
（質問）市税の未納が多いと聞いているが、納税組合はなくなった。徴収率を上げる工夫は、どのようか考えているか。  
（回答）市税の収納率は平成11年度頃までは14市で最下位であったが、市民の皆さんから公平に頂くことを念頭に努力した結果、平成16年度は、県下14市では3番目まで上げてきている。また、（前年までの繰越分を含まない）平成16年の現年度分は、県下でも1位の徴収率になっている。

納税組合がなくなった後にについては口座振替をお願いしているところである。皆さんのご協力を願っています。

②市町合併について  
（質問）川辺、知覧、額娃町の3町は任意協議会を設置しようとしているが、枕崎市にも加わって欲しいと思っているのではないか。  
（回答）知覧枕崎合併協議会の解散を決定するに当り、枕崎市議会から川辺、知覧、額娃町の3町が合併について協議する場合は、枕崎市も合併協議の申し入れを行うようにとの決議がなされており、3町にその様な話がある場合は、

教えて欲しいとお願していますが、話は来ていない。まず、3町で任意協議会を設置したい意向のようである。県が本年度に策定する合併推進構想には、枕崎市、川辺町、知覧町、額娃町は組み入れられないと思う。（その後、平成17年10月14日付南日本新聞で対象地域が公表されたが、南薩地域の市町はなかった）

平成17年3月末まで「市町村の合併の特例等に関する法律」が改定され、新法が施行された。旧法では、合併特例債などの多くの財政的支援策があったが、新法では合併特例債は原則廃止になるなど財政的支援は大幅に縮小され、新庁舎建設や基幹道路整備等限られたものについて認められることが表明されているが、具体的には国が年末に示すことになっている。

このため、合併支援策の全体像がはっきりした段階で、必要であれば市町合併に関する市民の意思について問うこととなる。（別表【旧合併特例法と合併新法との比較】参照してください）

③公民館活動等について（市民運動会等行事への公民館の参加について）  
（質問）市民運動会や少年野球

など参加公民館が少なくなつた。このことについてどのように考えているか  
（回答）人口減や高齢化に伴う児童生徒の減少によるものであると思う。一つひとつの公民館単位では、チーム編成が難しい状況がある。自治公民館であるので行政側が言うべきことでもないが、財政的に厳しい中で、これからの自治体は市民協働型で市政を進めなければならない。自治能力が高く足腰の強い自治公民館が要求されることになるので自治公民館においても再編について考えて欲しい。

④行財政改革について  
（質問）市職員は民間人に比べるとまだまだ恵まれていると思う。行財政改革については、職員給与のあり方についても踏み込んだ検討がなされているか。  
（回答）これまで、行財政改革に取り組んできている。職員給与関連事項についても、職員団体に15項目については正しく入れをし、うち5項目については同意を得たし、段階的に是正されつつある項目もある。今後も鋭意取り組んでいく。

【旧合併特例法と合併新法との比較】

平成17年3月31日	平成18年3月31日	平成22年3月31日
<b>旧法</b>	<b>新法</b>	
<b>合併に関する障害除去の特例措置</b> 【行政支援】 ・地方税の不均一課税 ・議員の在任特例 ・町村合併の市制要件の緩和（3万人以上で市）等  【財政支援】 ・合併補正 ・合併算定替：特例期間10年間（+激減緩和5年）	平成17年4月1日以降に合併申請	<b>合併特例区等の設置</b> (合併に際して、合併関係市町村の協議により合併特例区等を一定期間(5年間以下)設置できる。(※旧法でも可能))  <b>そのまま据え置かれて適用</b>  <b>合併算定替</b> ：特例期間は段階的に5年 平成17・18年度に合併⇒9年 平成19・20年度に合併⇒7年 平成21年度に合併⇒5年 (+激減緩和5年)
<b>合併特例債による財政支援措置</b> 平成17年3月31日までに合併申請し、平成18年3月31日までに合併すれば経過措置として旧法に基づき支援が受けられる。	<b>経過措置</b>	<b>新法では廃止</b> ただし、合併した市町村のまちづくりや新庁舎建設等、合併準備に必要な最低限の経費を地方債発行や地方交付税で手当とする財政支援は継続する。具体策は年末に決める。

※ 次回は、10月21日の市民会館から11月9日の大堀公民館までを、まとめて報告する予定です。